

自治体国際協力促進事業（モデル事業）について

1 趣旨

地方自治体における国際交流が友好・親善交流にとどまらず、地方自治体の持つ専門知識、人材等を活用した国際協力活動が展開しつつある中で、地方自治体の国際協力に対しては地域の特性を活かした多様な協力、対等な協力関係に基づく住民参加型の協力、そして相手地域の要請にあったきめ細かい協力が期待されている。

このため、当協会は、地方自治体等が行う国際協力事業の中から先駆的な役割を果たす事業を「モデル事業」として認定し、積極的に支援するとともに、広く紹介することにより、自治体が行う国際協力活動の一層の推進を図る。

2 助成対象

(1) 助成の対象となる団体

- ① 地方自治体（都道府県、市区町村）
- ② 地域国際化協会（総務大臣の認定を受けた地域国際化協会をいう。）
- ③ ①、②と連携する NGO

(2) 助成の対象となる事業

次の基準に適合するもの。

- ① 地方自治体もしくは地域国際化協会またはそれらと連携する NGO が実施する国際協力事業。（事前調査事業を含む。）
- ② 新規事業または事業内容の拡充が図られる継続事業であり、事業趣旨・内容等が他の自治体のモデルケースとなりえる先駆的事业であること。
- ③ 資金供与だけの事業ではないこと。
- ④ 事業の実施にあたり、国又はこれに準ずる機関からの助成を受けていない事業であること。
- ⑤ 事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費が 100 万円以下の事業ではないこと。

3 助成額

助成金は、単年度ごとに、助成対象事業の実施に要する経費の総額以内の額で、次の金額を**限度額**とする。

- ① 1 事業につき 300 万円
- ② 複数の地方自治体等（地方自治体又は地域国際化協会）が共同で行う事業については、1 事業につき 500 万円

